

中小企業経営革新計画の承認について

資料提供
平成31年3月29日
課名：経営革新課
担当者：松岡
内線：3371
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成28年7月1日施行）に基づき申請のあった経営革新計画を、平成31年3月に7件承認しました。この承認により本県での総承認件数は3,384件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの中小企業の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○3月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	経営革新計画のテーマ
(株)ノラクリエイト 廿日市市下の浜	平成29年	100	1	その他の小売業	ノラストープの開発及び販路開拓
上本 博樹（楽素太） 広島市佐伯区八幡	-	-	3	飲食店	麺のパリパリ食感を残した冷凍お好み焼きへの挑戦
(有)仙石組 三原市久井町	昭和62年	30,000	5	総合工事業	美味しさと低コストを両立する新たな自然薯ブレンド商品の試作開発と生産・販売体制の確立
(株)TomTak 広島市中区東白島町	平成23年	3,000	2	情報サービス業	成果報酬型ウェブサイトによる受注先企業の顧客開拓の支援
(有)ピュアオート 福山市御幸町	平成8年	5,000	8	機械器具小売業	車中泊をターゲットにした新サービスの展開
(株)かみむら屋 広島市佐伯区八幡東	昭和58年	4,000	10	食料品製造業	「日本の大豆専門 正直きな粉」の生産性向上とブランド化

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、中小企業の方が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。